

## 平成 18 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	税 務 課 長	森 鉄 也
収 入 役 室 長	齋 藤 乃 里 子	市 民 課 長	木 内 利 雄
観 光 課 長	長 谷 山 良	建 設 課 長	佐 藤 家 一
教 育 委 員 会 総 務 課 長	佐 藤 文 一	管 理 課 長	長 谷 川 勲

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成18年6月13日(火曜日)午前10時開議

- 第1 報告第3号 株式会社金浦観光開発公社の経営状況の報告について
- 第2 報告第1号 繰越明許費の報告について
- 第3 議案第88号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第4 議案第89号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第90号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第91号 にかほ市児童館条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第92号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第8 議案第93号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第9 議案第94号 市道路線の廃止について
- 第10 議案第95号 市道路線の認定について
- 第11 議案第96号 損害賠償の額を定めることについて
- 第12 議案第97号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第98号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第14 報告第2号 平成17年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第15 議案第99号 象潟中学校体育館改築工事(建築本体)請負契約の締結について
- 第16 一般会計予算特別委員会の設置
- 第17 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者の名簿はお手元に配付のとおりでございます。

これから本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

【議会運営委員長(市川雄次君)登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

去る6月6日の本会議終了後、並びに先ほど9時半より議会運営委員会を二度ほど開いておりますので、その内容について報告申し上げます。

まず、皆さんのお手元に陳情文書表の新しいのが配付されているかと思えます。この陳情番号の9番、住民の暮らしを守り公共サービス拡充を求める陳情について、これを追加することに運営委員会では決しておりますので、皆さんのお手元のこの陳情文書表を差しかえのほうをよろしく願いしたいと思えます。

あと2点目ですが、報告第3号が上がっていると思えます。株式会社金浦観光開発公社の経営状況の報告についてという内容について、この決算報告について当局より追加提案があります。質疑、報告のみの内容となりますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 日程第1、報告第3号株式会社金浦観光開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。朗読を省略しまして当局からの提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。再度追加提案をしておりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

報告第3号株式会社金浦観光開発公社の経営状況の報告についてでございます。

平成17年度決算及び平成18年度事業計画並びに予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告いたします。本来であれば6月定例議会の初日に報告すべきものでございましたが、追加の形で報告となりました。深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように報告してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、象潟ねむの丘につきましては、平成17年度についての決算監査を終えておりませんので、決算監査及び役員会での決算認定議決後、次の議会で報告いたしますので、よろしく願い申し上げます。

補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 報告第3号についての説明を産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 報告第3号についての説明の前に、このたびの会期中の追加提案になりましたことにつきまして、事務調査確認不足により議会の提案を失念したものでありまして、御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。今後このようなことのないよう努めてまいりますので、ひとつよろしく願い申し上げます。

株式会社金浦観光開発公社の決算等について御説明申し上げます。

平成17年度決算では、売上高が1億6,834万2,000円で、売上原価と一般管理費1億6,394万円と法人税を差し引いた後の純利益は288万3,000円であります。

また、18年度事業では、収入を1億6,476万2,000円、支出を1億6,344万円とそれぞれ計上して、経常利益132万2,000円を見込んでおりますが、なお、決算等の資料の要点につきましては観光課長が御説明申し上げますので、よろしく願いします。

議長（竹内睦夫君） 補足説明、観光課長。課長、できたら説明のときにページ数を加えて、議員の皆さん、今上げられて、なかなか中身把握できてないと思いますので、ページ数を加えて説明してもらえればありがたいと思います。

観光課長（長谷山良君） はい、わかりました。

私のほうから、株式会社金浦観光開発公社の第13期17年度決算報告内容と、第14期18年度事業計画について私のほうから説明させていただきます。

3ページの営業概況報告書については省略させていただきます。

5ページの損益計算書、17年度の説明をいたします。科目、売上高総額1億6,834万2,414円、売上原価総額4,477万8,441円、それから販売費及び一般管理費1億1,916万1,944円で、差し引きしますと営業利益440万2,029円であります。それに、営業外収益、受取利息を含めると、経常利益が440万9,600円となります。さらに、法人税及び住民税等を差し引きしますと、当期純利益288万3,200円、前期繰越利益に加えますと当期末処分利益が568万1,631円となります。

6ページですけれども、販売費及び一般管理費については、科目の給与額ほか総合計が1億1,916万1,944円の内容となっております。

続きまして、第14期18年度事業計画のほうを説明させていただきます。8ページです。

事業計画の内容といたしまして、経営方針「市民の健康と憩いの場・活力溢れる地域交流に根ざした保養センターを目指す」であります。

経営重点施策といたしまして、客力の向上を図る。営業企画と営業活動の促進ということであり、2番目として、独立採算的志向を図るということであり、費用対効果の明確化と改善、業務の改善ということであり、3番といたしまして、施設環境の整備・充実を図る。環境の企画整備と実行という内容であります。

重点目標といたしまして、売上、収益部門、食事・酒類・飲料・売店・自販機・商品開発・雑収益で1億6,476万2,000円であり、公共部門といたしまして、入浴料・休憩室料・宿泊料で9,383万6,000円の内容となっております。

次に、18年度の商品開発計画については下記のとおりであります。

11ページ、第14期、18年度事業計画予算という内容であります。

1番、収入の部、項目の営業内収益、利用料金9,383万6,000円については、入浴料・宿泊料・休憩室料というようなことで、会社の預かり金、これについては市のほうへ納付額となります。以下、会社収益部門というようなことで、営業内収益、さらに営業外収益を足しますと1億6,476万2,000円の収入合計となります。

次に、支出の部、売上材料費4,629万9,000円、人件費7,562万円、維持管理費2,375万円、管理運営費1,777万1,000円、支出合計1億6,344万円となります。

経常利益といたしまして132万2,000円となります。

このような計画となっております。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 日程第2、報告第1号繰越明許費の報告について及び日程第14、報告第2

号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について、並びにただいま議題となりました報告第 3 号株式会社金浦観光開発公社の経営状況の報告についてのそれぞれ報告 3 件、日程第 3、議案第 88 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の報告及びその承認についてから、日程第 15、議案第 99 号象潟中学校体育館改修工事（建築本体）の請負契約の締結についてまでの議案 12 件、計 15 件を一括議題といたします。

報告第 1 号繰越明許費の報告について及び報告第 3 号株式会社金浦観光開発公社の経営状況の報告についての 2 件の質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。 — 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） ただいまの報告第 3 号について一、二点御質問いたします。

旧町からの預かり金 5,000 万がなければ実質的な経営は赤字というふうに私は理解するんですが、それでいいのかどうかということです。

それと、次年度の予算案について、その預かり金が — 受託利益ですね。受託収益金が次年度は 1,260 万の減に一応計画立てているようですが、これで大丈夫なのかどうかということです。

それと、経常利益の項目がありますが、一番最後の表で、予算額の経常利益が 2 つ書かれています。5,500 万何がしと 132 万と。この違いの御説明をお願いいたします。3 点。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの質問は、17 年度決算におきまして、受託収益 5,000 万がなければ赤字になるのかという御質問でありますけれども、17 年度の決算書の中へ、ここへは記載されておりませんが、預かり金ということで、入浴料とか宿泊料、休憩室料というのは条例に基づいて徴収しているわけで、その分が 9,000 万を超える金額が預かり金として入っておりますので、これらの預かり金につきまして、施設の公社の歳入ということになれば黒字になるわけです。ただ、その同じ、例えばですけれども、入浴料 300 円ということを決まっていますけれども、その 300 円というものの中には、施設の職員が何も手を加えないで 300 円ということではなしに、人件費とか、サービス料とか、光熱水費、これらも含まれておりますので、ここら辺のはっきりしたところというのは、これから精査して決めてまいりたいというふうに思っていますけれども、あくまでもその 5,000 万がなければ赤字なのかということではないと思っております。

それから、2 番目の質問で、経常利益の、下から 2 段目の経常利益の欄に 5,515 万 8,000 円と 132 万 2,000 円の両方の数字上がっていますけれども、5,515 万 8,000 円分につきましては、この利用料金、ただいま申し上げました施設からの上がってくる条例に基づくその利用料金を含めると、18 年度の予算というところの経常利益では 5,515 万 8,000 円、それから、その入浴料等を含まない場合の経常利益は 132 万 2,000 円ということになります。

それから、もう一つは、 — すみません、観光課長にお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、観光課長。

観光課長（長谷山良君） 18 年度の予算計画の中の受託料というようなことで減額になっているということの内容ですが、これについては、まあ今、部長説明申しましたけれども、入浴料・室料、宿泊の室料、休憩の室料、そういったことも含めてのその金額が市のほうに納まると。それに伴う

経費、会社での経費というふうなことで、いろいろ精査したところ、ことしについては、18年度についてはこれで賄えるという判断にしたものであります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 11ページの事業計画予算についてです。今、話にもなりましたけれども、収入の部の一番上、利用料金、このうち備考に書いてあるものが市へ納付されると。食事料その他は市への納付はしないと。こういう区別の仕方をしたのはなぜかということと、それから、何か公共的というふうな説明がちらっと入ってはありましたけれども、それと、なぜこの部分についてのみ市へ納付をして、そしてまた市から納付をさせると、こういうやり方をしたいきさつについて、なぜこういう会計の処理をする必要があったのかということについてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この区別につきましても、あくまでもはまなすにつきましても市の施設であるということで、市の条例、旧金浦から引き継いでおりますけれども、その旧金浦町の条例で定めたその入浴料と、それはあくまでもその町の施設であるというようなことで、こういうふうにしてその入浴料等は一たん町へ入ると。それから、それに不足する維持管理等経営に不足するものは町から支出すると、そういうことで旧金浦町ではそういうやり方をしておいたと思うわけですが、今、合併してまだ数ヶ月でありますので、それを踏襲しているということだと思います。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 市の施設というのは、食事をする場所や飲食する場所、あるいは売店等も市の施設だというふうに考えられるんですが、それはどういう関係になるのかまだちょっとよくわからないんです。というのは、項目で分ければ確かにこういうふうにやれるわけですが、宿泊料には食事料等、あるいは飲食料も含まれている、こういうふうになると思うんですが、あえてこう分けたというのがまだちょっとはつきりしないので、説明を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私からお答えいたします。

施設の利用料、これは旧金浦町で整備した施設ということで、条例で施設料をいただくことの条例になっているわけです。それをにかほ市が引き継いでいるわけです。ただ、食事提供とか売店の品物を売ったりするのは、株式会社で調達して、材料を調達して、あるいは料理して提供したり、あるいは品物を卸してそれを販売したり、それは株式会社の事業としてやっているわけです。そういう色分けしているわけです。

ですから、先ほどもちょっとありましたけれども、確かに帳簿上は市から、あるいは行政からの拠出金がなければ経営上は赤字になっているわけですが、だけれども、例えば、さっきも話、部長が話したように、ふるを300円徴収してそのまま条例に従って納めているわけです、行政のほうに。あるいは部屋の使用料についても納めているわけです。ところが、掃除したり、電気料、水道料、トイレとか、共有施設とか、そういうことは全部株式会社でこの経費を負担しているわけです。ですから、これから議案質疑の中でお答えしようと思っていたんですけれども、そのルール

づけをしましょうと。はっきりしたルールづけをして、例えば、この300円については株式会社で  
— まあどのくらいになるかわかりませんが、250円の経費はかかっているんですよという形の精算の仕方をしていきたいと思っております。

ただ、今の村上議員の御質問は、あくまでも施設利用は行政に納める。それから料理の提供とか、そういうものは株式会社で材料を提供して、雇用して、それを調理して提供している、これは株式会社の収入だという形の色分けを、まあ、これ、旧金浦町時代からやっていますけれども、そのままにかほ市も引き継いでいるということです。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） まあ説明はそのとおりなんです、入浴料・宿泊・休憩室料を徴収するにしても、また、食事関係を提供するにしても、売店の仕事をするにしても、株式会社でやっているというわけですが、人件費は、つまりそういう仕事をする人たちはどちらにもかかっているわけです、仕事をしていく内容で見れば。ですから、それをあえて分けなければいけなかった、そういう条例にしなればいけなかった根拠は何かあったのかということを知りたいと思うわけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほどもお答えしましたが、旧金浦町の条例そのものを引き継いだ形の市の条例になっているわけです。恐らくは、経費として行政もお金をかけていますから、それは株式会社として経営が成り立つような形のものの収入、そういう確保は一つあったと思います。それから当然、幾らかでも行政のほうに還元されるという形のものも、これは私はあったのではないかな、そういう色分けでこういう形になったのではないかなと私はそう思っています。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。 — 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今、この報告書、私も指定管理者制度の93号にちなんで内容等について聞きたかったんですが、たまたまこういうふうにして今回追加議案というふうにして、追加報告書というふうにして出されて、今、質疑がされています。したがって、いろいろ疑問点というものがやっぱりあるわけですよ。

今の市長の答弁によりますと、利用料金は町に納めていたと。これは金浦町の財務規則第41条第4項でこれは町に入るといふ、それはいわゆる現在のにかほ市としての財務規則でもそういうふうにして — 今、確かめていませんけれども、なっていると思うんですよ。したがって、そういうものが改められない限り、これは今の状態が続くだろうということで、その後、本当は93号で少しやりとりしたいなと思っていましたので、今の点についてはきちんと金浦町の財務規則をそのままにかほ市の財務規則として引き継いだ以上、これは、現状はですよ、現状はやむを得ないような感じはします。したがって、これをどうするかということがこれからの問題なので、指定管理者制度の指定について、どういうふうにしてやっていくかということ、この後の議案の中で私はやっぱりもう少し聞きたいと思っておりますから、今の私の話の中で、この財務規則、にかほ市としての財務規則にもそういうふうにしてなっているんでしょうかということ、これをまずひとつ聞きます。

それから、もう一つは、この同じ11ページです。収入の部の営業内収益ということで、記念館受託料ということで、17年度実績が475万8,000円、それから18年度予算額で260万、備考として3

名分の4ヵ月分というふうにして載っています。今回の、これも議案質疑でやると思ったんですが、白瀬南極探検隊記念館からということではまなす職員が引き揚げることで臨時職員ということで一般会計予算の中で284万円計上されているわけですね、追加として。したがって、このあたりのあれが、何というか、もう少し説明をしていただきたいというふうに思います。

以上2点です。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時32分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

40分まで休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時39分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1から日程第15までの議事を継続いたします。答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） この市へのはまなすからの歳入でありますけれども、この市の条例のセンター、はまなす条例にその料金が定まっております。その料金を徴収等のことにつきましても金浦観光開発公社と契約というか、その中でやっておりますので、その契約に基づきまして徴収等のことをやっていただいて、それで入れてもらうものは入れていただくと。それに伴う人件費等がかかっておりますので、その分を市のほうから歳出として支出するという関係であります。

それから、白瀬記念館の受託料のこの18年度、260万ですけれども、これは3名分の7月ごろまでに記念館のほうから、はまなすのほうへ引き揚げるというようなことで、この金額を3名分の4ヵ月ということで計上しているわけであります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ちょっと今の話、まず、わかったようなわからないようなですけれども、また後でいっぱいこれに関連しては質問ありますし、私も持っていますから。

それで、金浦温泉保養センター等管理運営業務委託契約書というのは、前のいわゆる旧町時代にはあったわけですね。今回この管理業務委託契約書というのは新たにつくっておるんですか。それまず1点聞きます。

【産業部長（岩井敏一君）「すみません、指定管理者なった場合の話ですか」と呼ぶ】

16 番（竹内賢君） いや、でないです。

【産業部長（岩井敏一君）「現在ですか」と呼ぶ】

16 番（竹内賢君） はい。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） そのとおり、委託契約はっております。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） いずれ、そうすれば、その委託契約書の委託の中へ、恐らく同じだと思っているんですが、その5番に記念館の受付及び案内業務というのも入っているわけですね。前の、旧町時代のやつ。現在もその委託契約書があると、いわゆる新しくにかほ市、タイトルだけにかほ市温泉保養センター等管理運営業務委託契約書というふうになって、内容は変わらないとすれば、「町」を「市」に変えているとすれば、5の記念館の受付及び案内業務というのも入っていると思うんですよ。これが、例えば予算が、新たに臨時業務の予算がここで一般会計の補正予算で通って初めてこの契約書を改正するという、こういう形になっていくんですか。

それから、もう一つは、この中で利用料金の取り扱いということで、第4条で、「乙は、保養センターの利用者から収納した利用料金は」、ここでは「金浦町財務規則第41条第4項の規定により取り扱うものとする。」と、これがあって、いわゆる九千何百万円ですか、こういうふうにして納めているという内容になっているわけですね。それを確認します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 全くそのとおりでありますけれども、その、何と申しますか、その委託契約の中には白瀬記念館の受付ということも入っていますけれども、それについては今後指定管理者制度へ移行の段階で見直しと申しますか、そこら辺はやっていかなければならないということになるかと思えます。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） 収支に関して簡単なことをお聞きいたします。その他につきましては単行議案で質疑通告しておりますので、そちらで質問したいと思えます。

11ページでございます。17年度の実績で440万9,000円の経常利益とこういうことでございます。業務報告では収支ともなかなか厳しい面があるというふうなことが報告されております。その中で、収入について5,000万の受託収入を3,740万、1,260万大きく減額をしております。支出を見ますと、維持管理費のうち、この施設の維持修繕1,387万4,000円を減額して1,100万と、こういうふうに計上されておりますが、17年度あたりで大きな維持修繕があったのかなというふうにも予想されますけれども、この1,100万の通常の修繕費でサービス低下を来さないような年間の維持管理、これが十分にできるかどうか、その1点だけお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 17年度の時点で、ふる、浴槽等、それから結構大きな修繕をしております。そういうふうなことで、何と申しますか、普通経常的にこれだけあればまあ大丈夫じゃないだろうかというようなことで、まあ見込みでありますけれども、ただ、これから協定書というも

のも指定管理者制度になりますと結んでいかなければなりません。そこら辺で営業に支障を来すような大きな修繕等必要ということになれば、それはまた市の施設でもありますので、その辺につきましてはその協定書の中で、こういう場合はこうしましょうというようなことの協定書になっていくと思いますので、現在の通常の営業であればこれだけの予算で大丈夫だろうということで、この金額を計上しているものであります。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 今の部長の説明でございますけれども、当然、大家と会社の関係、これは当然、業務委託の関係で出てくると思いますけれども、その辺、維持修繕、あるいは改修、あるいは増設、その点についてのきちとした業務分担といいますが、その辺は業務委託の段階で十分だと、こういうふうに理解してもよろしゅうございますか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 今後、指定管理者制度というものを控えておまして、その指定管理者制度の協定書というものには、かなりの細部までわたって内容を盛り込んでいかなければならないと思っております。それで、その協定書につきましても、指定管理機関全体にわたるその協定、それから、こういう毎年度の指定管理料、そういう全体にわたる分と、それから、その毎年にかかる指定管理料、また、こういう修繕、そこら辺、営業のために増築とか、例えば機械が壊れてふるが動かなくなったとか、そういうことのないように協定書についても2種類ほどの協定書を結んで、細部にわたる、双方が納得するところの協定書というものをこれからつくっていかねばならないと思っておりますので、その中で細部にわたって両者とも納得のいくところの協定書というものを結んでまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 次に、15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 市長に1点だけお伺いさせていただきます。

今のやりとり聞いていますと、中身についてはちょっと透明性に欠けるのかなという感じがします。それで、14期の事業計画であります。私は基本的にやはり独立採算を目指す、基本的にやっぱりそういう必要があるのかなと。そういう面では、今後、できるだけ早い時期に専門的な知識を持っている方、まあどなたがいいのかわかりませんが、例えば公認会計士だとか、経営診断士だとかいろいろあると思うんですけども、その辺のところと一度相談して、やはりもっと透明度を上げてですね。なぜかという、議会から全然これ入っていないものですから、なかなか我々、これ、ぼっと出されても理解できない部分もございまして、そういう透明性を高める意味でも、そういう形で一度協議をしていただいて、やはり一般会計に余り負担かからない、この施設が独立できちんと経営できるような、やっぱりそういう体制に持っていくべきだと思うんですけども、その辺のお考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 透明性とかという感じではないんですけども、私はやっぱり先ほどもお答えしましたけれども、使用料のルールづけ、使用料をいただくにも、やっぱり株式会社にかかっている経費と、そのままストレートに納めることができないわけですね。そういうルールづけと、



3段階になっているのを一律6%とすると、こういうことですが、このほかに8%、10%あるわけです。上がる人、下がる人、こういうふうに出てくると思うわけですが、このことによって、8%、10%の人は下がると、それから3%の人は上がっていくというふうになるわけですが、この点について、どういう人数の割り振りになるのかということが1つ目。

2つ目は、これは4番目の黒丸ですが、5番目ですか、配当額の問題です。これは引き下げになるというふうに見えるわけですが、この場合、該当者がいるかどうかということについて質問します。

それから、資料の3ページ目ですが、上から1番目、2番目です。株式の関係です。今、株の問題ではいろいろ問題になっているわけですが、この場合、これまでの政府の税金対策としては、株の売買等については簡単にやりやすいようにということで進めているわけですが、この場合の、市に対する税収への影響があるのかどうかということが1つです。

2つ目は、上から5番目の丸ですが、定率減税が廃止されると、説明では4,740万円ほどの影響があるというふうに言われておりましたけれども、その数字の確認と、では、一体本市においてはどのぐらいの人が影響を受けるのかということです。

それから、最後ですが、一番最後につけてもらった表ですが、この表の裏5ページになります。これを見ますと、最初見たところ、所得税のほうでは、割合に減があるなと思って見たんですが、最終的に所得税と個人住民税を見ると、負担の増減でいくと、所得の多い人は減額になっている、所得の余り多くない、どんどん下がっていくほうは減税はゼロというふうになっていますが、一体、これまでもこういうふうなやり方をしてきたと思うんですが、この点について、市民の立場ということを含めて、どのように考えているか質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。最初の税率6%にすると、これまでの該当者はどのぐらいと、また、増税額はどのぐらいになるのかという御質問でありますけれども、1つ目いたしまして、税源移譲に伴う所得税及び個人市民税の税率改正に伴いまして、個人市民税についての平成17年度の課税ベースで試算した結果でございますけれども、課税所得が200万以下で税率が3%の納税者は8,421人でございます。税率改正による増税額は全体で約2億2,000万、また、課税所得が200万から700万円層でございますけれども、税率表では8%部分でございますけれども、平均税率は大体4.9%で、納税者は2,642人で、増税額は9,200万となります。課税所得700万以上で、税率表の10%部分の平均税率は8.8%でございますして、該当者は、本市では126人と見込んでおります。また、減税額は5,000万の減税額と予想をいたしているところでございます。

いずれの場合も、税源移譲に伴う税率の改正によるものでございまして、所得税と個人市民税を合わせた個人の税負担は、税源移譲前後に極力変わらないような所要の措置を講じておりますけれども、今回の制度改正によって、若干は違つかもしれませんが、その分が調整されているということを御理解いただきたいなというふうに思っております。

2つ目の資料のの部分でございますけれども、配当額等の控除率の引き下げは減税になるかということですが、配当割額及び株式譲渡割額については、これまた平成17年度の課税ベース

した試算した結果でございますけれども、市内の該当者は20人で、控除率が引き下げになりまして、増税分は総額で約1万6,000円でございます。

それから、資料の3ページ目のでございますけれども、このものにつきましては、株式譲渡の税率の引き下げについて、市民税は引き下げておりますが、県民税は引き上げとなっております。市・県民税の合計の税率は改正前と同じ税率割合の改正であり、株の売買に有利かとの質問ではございますけれども、今回の税率改正による影響はないものと私のほうは考えております。

また、市の税収の影響についてでございますけれども、平成18年課税ベースの予想額といたしましては、上場以外の株式の譲渡、上場株式の譲渡による税収を合わせて86万円の減収が見込まれる予定でございます。

なお、該当者については、47人が、今のところ想定いたしているところでございます。

それから、資料の3の2の定率減税等で4,740万ほどの影響があるということでございますけれども、市民の納税者の影響が約1万1,800人と想定いたしているところでございます。

最後の負担増減額は高額所得者に減税となっているが、どう考えているかということですが、このものについては、高額所得が減税になっているということで議員は思われているようですが、今回の税率改正は、あくまで国から地方、つまり所得税から住民税への3兆円規模の税源移譲を目的としておりますので、御指摘のように、高額所得者は、市民税に関しては税率を引き下げておりますが、逆に所得税では、課税所得が900万から1,800万の税率は30%から33%に引き上げになっております。また1,800万以上の方は37%の所得税の税率でございますけれども、40%というふうに引き上げており、個人、市・県民税と所得税を合わせた税負担は改正前と極力変わらないような調整控除が行われているのが今回の改正点の主なポイントでございます。

そういうことを含めると、結果的に、数字をいろんな形ではじき出してみないとわかりませんが、そのような改正方向だということを御理解いただきたいなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。

12番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） これで議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案第90号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 議案第90号、国民健康保険税条例の一部改正でございます。

旧町単位の引き上げから引き下げ、これについてはそれなりに理解できるものと思います。ただ、保険税率改正のうちの医療費分、これは4区分あるわけでございますけれども、応能応益、その関係で4区分ありますが、物によっては旧町単位のもの、それから額によっては統一されてもの、そういうものがあります。その辺の基本的な考え方、つまり目安みたいなものはどの辺にあるのかということをお伺いいたします。

それから、2つ目、介護納付分でございますが、これは税率の統一が図られたわけでございます

が、この収支のバランス、こういったものについて、何年度ぐらいはこの税率で進んでいけるというふうに判断されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、3つ目でございますが、市長の市政報告の中に、国保運営協議会のお話がありました。最終的な結論はわかるわけでございますけれども、こういった見直しについて、何か運営協議会の中で、特別な御意見といいますか、協議会の委員の中から特別議会に報告するような何か御意見がなかったのかどうかと。その点、もし差しさわりのないようでしたら、ひとつお伺いしたいなと、こういうふうに思います。

以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 4番池田議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の税率改正の基本的な考え方についてでございますけれども、今後数年間でいわゆる団塊の世代が国保に大量に加入してまいります。そこで、果たして国保財政が潤うのか、あるいは、それ以上に医療費がかさむのか、あるいはまた、現在国会において医療改革関連法案が審議されておりますが、この法案が成立した場合に、にかほ市の国保財政に実際どのような影響を及ぼすのかなど、将来の不確定要素がまだあるわけでございますけれども、今回の改正に関しましては、いずれ相互扶助の精神のもとで、現行の税率で、当面、国保財政の維持が可能であるか否かと、こういう観点から改正をしたところでございます。

その上で、金浦地域の改正の要因でございますけれども、第一に、さきにお渡しいたしました説明資料の2ページをごらんいただければおわかりのことと思いますが、地区の被保険者数と医療費は年々増加の傾向にございます。特に平成17年度の医療費の伸びの見込みでございますけれども、仁賀保地区が前年比2.2%の減、象潟地区が2.7%の増に対しまして、金浦地区は19.88%という高い伸びになっております。また、金浦地区の平成17年度の国保事業全体の単年度収支は、947万円余りの黒字の見込みでございますが、旧金浦町の一般会計から2,500万円の繰り出しをしてございますので、実質1,550万円余りの赤字でございます。

2つ目として、こうしたことから、新市の予算となります平成18年度は、予算編成におきまして、金浦地区の財源不足から、御承知のとおり、旧金浦町から持ち寄って積み立てておりました財政調整基金2,500万円をすべて取り崩した形で財源に充てるという非常に苦しい予算を組んでおります。これを今回値上げをしないままですと、平成19年度の予算は組めない状況にあるわけでございます。

第三に、このままでは合併協定項目で持ち寄ることとした基金がゼロになってしまうわけで、取り崩ししないためにも、また、平成20年度に統一するわけでございますけれども、その際に、極端な金浦地区の上げ幅とならないためにも、今回の値上げが必要であると、こういうことでございます。

次に、象潟地区の改正の要因でございます。第一に、象潟地区の被保険者数は減少の傾向にございます。このため、平成16年度に値上げしたときの見込みよりも医療費の伸びが低くなっておりまして、国保財政上から見ても値下げが可能です。

第二に、翌年度繰越金が年々増加しておりまして、平成 17 年度末には 2 億円以上となる見込みでございます。税率統一時における旧町間の公平性の確保を図るためにも、値下げによる調整が必要と考えられます。

3 つ目として、象潟地区の現行税率は旧 3 町で一番高く、今後、国保税率の統一を考えた場合に、国保財政の維持可能な範囲での値下げによって、他の地域に配慮することが必要と思われま

す。こういう観点に立って今回の改正を御提案申し上げているところでございますが、次に、所得割から平等割までの旧町ごとの差でございますが、お渡しの説明資料の 3 をごらんいただければおわかりのとおり、所得割額では、仁賀保と象潟が同じ 100 分の 9.0、金浦は 100 分の 8.3、象潟、仁賀保と比べまして 100 分の 0.7 低くなっております。資産割額は、3 地区とも同じ 100 分の 14 でございます。均等割額は仁賀保と象潟が同じ 2 万 9,000 円、金浦 2 万 6,000 円で、3,000 円の差となっております。最後の平等割は、3 地区とも同じ 3 万 1,000 円でございます。

つまり改正後の税率は、仁賀保と象潟が同じになり、金浦が所得割で 100 分の 0.7、均等割で 3,000 円低くなるということでございます。

御質問の中にもございましたけれども、金浦地区の資産割、現行の 100 分の 26 から 100 分の 14 に下げておるわけでございますが、これはいわゆる応能割、応益割のいわゆるフィフティ・フィフティにおおよそそのバランスをとらなければならないという考え方から資産割を下げております。

次に、介護納付分についての税率の統一が図られた場合、何年度くらいは収支のバランスがとれるかと、こういう御質問でございますが、介護分の平成 17 年度の見込みでは、象潟地区が 265 万円余りの黒字、仁賀保地区が 870 万円余りの赤字、金浦地区が 67 万円余りの赤字という見込みになっております。今回、象潟地区に統一した形で、所得割が 100 分の 1.8、均等割が 1 人につき 1 万 5,000 円、また、法律の改正によりまして限度額が 8 万円から 9 万円になっております。こういう形で統一になった場合に、本年度、いわゆる 18 年度の収支見込みでは、3 地区ともバランスがとれまして、黒字になる予定と見込んでおります。

それで、今後の介護の状況にもよりますが、事務方といたしましては、この後、3 年間は介護分のこの税率で大丈夫だろうというふうな見込みを立てております。

次に、第三点目の国保運営協議会においてどのような意見が出されたかと、こういう御質問でございますが、次のような意見や質問が出されております。

1 つ目は、介護分は — これは今の池田議員の御質問と同じ趣旨でございますが — 介護分は、統一した場合にいつまでもつのかというような御質問、あるいは介護分と医療分のともに言えることでございますけれども、低所得者層は 7 割、5 割、2 割の軽減措置が図られる。一方で、高所得者層は上限額が定められております。結局、税率改正のしわ寄せが中間層に一番響くのではないだろうか、こういう心配の御意見でございました。

それから、2 つ目としては、旧金浦町の値上げは段階的にするのか、あるいは一気にするのか、新市の国保運営協議会にゆだねるということになっておりましたけれども、負担の少ない方法とすれば、今回のような段階的に実施するほうがよいと思うという御意見、あるいは、今まで値上げし

ていない分、この改正は仕方ないのではないかという御意見、それから、金浦地域の改正に伴って、5月22日から5回にわたりまして、金浦地域の各地区、5カ所にわたりまして住民説明会を開いておりますが、金浦地域の住民説明会の資料はわかりやすいものの数字にして、簡単な形にしてわかりやすいようにしてほしいという希望、こういう質問や意見や希望が出されております。

以上でございます。

【4番（池田好隆君）「了解しました。ありがとうございました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案第91号にかほ市児童館条例の一部を改正する条例制定について及び議案第92号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について、2件の質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第91号、議案第92号、2件の質疑を終わります。

次に、議案第93号にかほ市公の施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。7番佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 5点ほど通告してありましたけれども、はまなすの経営状況についてはきょう、ここで急に報告になりましたので、また、その中で関連施設のはまなすについても説明がありましたので、この点については省略いたしまして、せっかく経営状況について報告がありましたので、二、三お伺いしたいと思います。

その経営状況の中で、今回から指定管理者制度になるわけですが、市長の報告にもありました、はまなすについては5人ほどの役員を置くということですが、役員報酬といいますが、役員手当、これが事業計画報告とか、そういうものを見ていても全然載っていないように、私見たんですけれども、それはどうなっているのか。また、はまなす、ねむの丘、両施設でも償還金があるはずなんですけれども、償還金とかそういうのも、維持管理費とか、いろいろそういうものについて載っていないように思うんですけれども、これはどういうふうに処理されているのか、どこに載っているのか、この点についてお伺いします。

次に、2番目の指定管理者制度にすることによって、それぞれが独立採算制になっていくことから、それはいろんな宿泊代とか、そういう利用料金の値上げをしたりして、また、従業員のリストラ、そういうことも考えられてきます。そういう面で、市民に対するサービスの低下が懸念されますけれども、このような点についてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

3点目として、ねむの丘には議会選出の役員の方々もおられるわけですが、はまなすにはおらないようですので、チェック機能を生かす議会との関係、関連というか、このようなことについてはどのように考えておられるのか、お伺いします。

4点目として、象潟ねむの丘、にかほ市保養センターはまなす以外の公の施設で、今後指定管理者を置く必要があると考えられる施設、これは合併協議会でも、10年間をめぐって話し合われていますので、この10年間でどういう施設が考えられるか、その辺についてお伺いします。

5 番目として、最後ですけれども、はまなすについて議案説明というか、指定管理者について議案説明がありましたけれども、契約内容といいますが、協定書の内容、これが議案説明ではよくわかりませんでした。それで、もう少しわかるように説明をお願いいたします。

それに、にかほ市保養センターはまなすでは、旧町から合わせて3名、2名とかというふうにして、5名ほどの取締役を選任したようですが、選任方法と、どのような賃金でどなたが選任されたのか、お伺いします。

以上についてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それでは、質問にお答えをしたいと思います。

まず、役員の選任でございますが、定款では、取締役10名以内、監査役2名以内、任期は就任時から、取締役が2年、監査役が4年となっております。また、取締役及び監査員の報酬はいずれも無報酬です。ですから、ボランティア活動でございます。ただ、年一、二回ある取締役会、あるいは監査の出務日当、これは今決めているのは5,000円なんですけれども、5,000円は支払うこととなります。

ですから、これについても市の基準と若干差がありますので、この辺は少し見直しもしてもいいのかな。特に監査委員の場合、これは監査委員についても、後でお話しますが、市の監査委員に選任されている方をお願いしたい。ということで、既に、小松さんからは、小松監査委員からは就任をいただいております。ですから、今回の議会で飯尾監査委員が決まっておりますので、御就任をお願いしたいと思っております。

それで、無報酬でボランティア活動だということが一つございます。そして、やはりにかほ市の誕生に伴って、これがにかほ市が出資する公社でございますから、旧3町から役員をお願いしたいということの基本にして、1つは、これまで以上に指定管理者制度に向かっていきますから、独立採算志向、これを一生懸命頑張っていかなければならない。ただ、今、はまなすで働いている職員の皆さんは、経験もそんなに豊富ではございません、はっきり言って。ですから、そういう経営のノウハウを日常的に教えてくれるような、ちょこっと行って、ここはこうだよと教えてくれるような方を何とか役員にしたい、役員をお願いしたい。

それから、2つ目は、この施設の利用を高めること一つと、それから経営についてもいろいろアドバイスをいただきたいということで、いろいろ従業員を抱えているような会社に関係のある人、こういう人をまず選びたい。それから、やはり女性の視点で経営や施設の管理、これも大変大切になってまいりますので、女性の役員もお願いしたい。いずれにしても、これは、先ほど申し上げましたようにボランティアでございます。この施設を公共の施設として高めていくために、いろんな知恵を出して協力してもらえる方、こうした方々を、こうしたことを基本にして選びました。

それで、役員ですけれども、名前必要ですか。

【7番（佐々木正明君）「はい」と呼ぶ】

市長（横山忠長君） これは当然、私、市長が取締役です。そして代表取締役になりました。仁賀保地区からは、阿部辰一、この方には日常的にそういうホテル経営に携わっておりますので、そ

ういうところで何とかお願いしたいということで、日常的にちょこっと来て、お願いしたいなということしております。今野弘樹氏、それから六平キヨ子氏、これが仁賀保地区、3名でございます。金浦地区が奥山祐二氏、佐々木栄氏、橋本英美子氏、これが金浦でございます。それから象潟地区は、現在のところ、横山莞二氏、何とか、女性も選びたかったんですけども、今、また新たに人選をしているところです。何とか女性を象潟地区からもやりたいなと、お願いしたいなというふうに思っております。こうした形で選定をさせていただきました。

その経過については、当然ながら5月12日の取締役会に図って、それから定時の株主総会で議案として提出して、満場一致で議決をいただいているところでございます。

他の質問については担当の部課長から質問させますので、よろしくお願いたします。

議長（竹内睦夫君） 産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の経営に関する役員の報酬はどこからということでありましたけれども、今回の報告しております資料の6ページの下から5行目の会議研修費から支出されております。金額については5,000円程度にプラス交通費という1日の日当であります。

それから、償還金ということでもありますけれども、このはまなすの施設償還金につきましては既に終了しております。

それから、利用料金の値上げとか、職員のリストラということでもありますけれども、その利用料金の値上げということとか、そういうことでなく、市民サービスへの低下を招かないような経営のやり方、これらを協定書の中で協議をしまいたいと思っております。

それから、チェック機能ということですが、道の駅ねむの丘につきましては、監事さんが2人、それから金浦観光開発公社は監査役、現在1人で、いずれも市の監査委員をお願いしているところでありますけれども、ねむの丘につきましては、原則的に毎月の監査を行っておりますし、金浦観光開発公社につきましては、現在は決算監査1回ということでもありますけれども、今後は四半期ごとの実施に移行してまいりたいと思っております。

それから、最後の の契約内容等でございますけれども、指定機関全体の基本的な協定を締結する基本協定書、それから年度ごとの指定管理料を定める年度協定書、これらの2つの協定書で協定を結んでまいりたいと思っております。

【7番（佐々木正明君）「2番は答弁してないよ。4番についても全然答弁してないよ」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。

にかほ市公の施設の指定管理者の指定についてでございますけれども、指定管理者を置く必要がある施設についての御質問でございますけれども、にかほ市の行政改革でも示しておりますけれども、仁賀保駅については、平成19年度の指定に向けて、今年度中に検討していきたいなというふうに思っております。

また、先ほどの一般質問でも市長のほうからお答え申し上げましたけれども、白瀬南極探検隊記念館なども指定管理者に移行したほうが、NPOや民間企業の創意工夫などの新しい活力を導入す

ることによりまして、観光施設、また、いろんな施設としての要素の集客力のアップが図られるのでないかなというふうに考えているところであります。記念館及び地域の活性化につながるものであれば、十分に今後検討する値があるのでないかなというふうに今のところ考えております。

さらに、その他の直営施設、現在、にかほ市では167ほどの施設があるわけですが、そうした直営施設につきましても、指定管理者への移行の是非について、今、関係各部に早期に検討を指示して、指定管理者にしていたほうが、市民のサービスの充実が図られる、または行政効率を図られる、そして財政効果が十分に図られるものがありましたら、適宜指定を今後してまいりたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 7番佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） まだ答弁漏れありますので、ちょっと、じゃお伺いしますけれども、3番のチェック機能についてはわかりましたけれども、議会との関係、これをじゃ、ただ議会選出の監査委員が行っているからというだけで、こういう議会との関係にあるというふうにしての理解か。これからまた議会と他の関係を改善していく、つくっていくという考えはないのか、その点についての答弁がありませんでした。

また、はまなすについては、この償還金は終了しているということでしたけれども、ねむの丘についてはまだ答弁がありません。

それと、5番目の、取締役の方々のお名前も伺いました。ここで、私ちょっと気がついたんですけども、市長が今答弁された内容ですと、経営のノウハウを教えていただける方、利用を高めていくために、その考えを教えてくれる方、会社として関係がある人とか、女性の役員もお願いしたいという、これは大変に結構だと思うんですけども、この経営のノウハウを教えている方に関係があるんだと思いますけれども、象潟シーサイドのホテルの社長さんのお名前もあるようなんですけれども、これは、ねむの丘と事業が競合するんじゃないかと思うんですけども — はまなすと、この事業が競合するんじゃないかと思うんですけども、その点についてどういう考えのもとで、例えばいろいろ役員会ですか、営業とか、いろんなこういう面で秘密の会議もあるんだろうと思いますけれども、こういう面をどういうふうな考えのもとに選任したいのか、以上の点についてお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 一つは、償還金の話ですけれども、ここに書いていませんので、償還金、調べていません、はっきり言って。これは毎年毎年変わっていきますから、今、台帳を見ればわかりますけれども、これは調べておりません。

それから、私は経営はダブるとかというんじゃなくて、経営の経験をしているノウハウを教えていただきたいと。例えば、これもやはり自分のホテルのほうと比較してみて、自販機の手数料が少ないということで、これもすぐその後、自販機の会社と見直しをして、これ、大した額ではないんですけども、そういう形のもので見直しをして手数料を少しでも余計にしていると。

それから、例えば、食材の仕入れの形が少し高過ぎると。やっぱり経験上、我々わからないわけですね、その食材の仕入れが高いのか安いのか。そういうことはやっぱり経験がなければわから

ないわけですよ、ほかのほうでやってないと。そういうノウハウを教えていただきたいと。この経営に、さらに安定していくためにも。そういう形で私は取締役会のほうにかけて選任をいただいたところです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 議会との関係は、こうした形で、きょうのような形で決算報告、あるいは翌年度の事業計画、予算、そういうものを議会に提示して、毎年提示して説明して理解をいただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 7番佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 市長の考え方、その役員取締役の選任、わかりましたけれども、やはり経営ですので、同じ経営というか、同じホテルのような、競合するような方が中に入るとするのは、これはやっぱり経営戦略の面でダブる面が出てくると思うんですよ。ましてや、そういうことに詳しい方の話を聞きたいというのであれば、これは別に、象潟ねむの丘でもいろんな仕入れや、さまざまな面でやっているわけですから、そういう同じ施設の方々を役員として招聘するという考え方も考えられるわけですが、やはりその経営について、取締役会ですので、この辺の考え、ちょっと私、理解できないですけども、もう一度市長の考えをお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほどお答えしたとおりですけどもね。やはり、これも後で出てくればお話ししようと思ったんですけども、ねむの丘はねむの丘なんですよ、やっぱり。はまなすははまなすで。経営の一番の肝心なところはなかなか教えないのが、これは当たり前なんです。ですから、確かに、そして市が100%出しているけれども、それぞれの経営の仕方なんですよ。ですから、やはりそういう経験のある方、外の形からこれを見てもらって、これはちょっとかけ過ぎでないとか、これは少しあなた方あれですよというものをアドバイスしてもらおうと。ただ、確かにホテルの経営やっているから、ここも宿泊施設です、はまなすは。このお客を持っていくというふうな形で — ボランティア活動でやっていますけれども、そういう気持ちは持っていません。じゃ、私が力になれることであればなりましょうということで、私が — 取締役会の承認をもらわなければなりませんけれども — 何とかそういうノウハウを教えていただきたいということで取締役会にかけて就任をしていただいたところです。その点は御理解をいただきたいと思います。

【7番（佐々木正明君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 通告しております3点についてお伺いいたします。

最初の2点は、はまなすの件でございます。今回の指定管理者に指定する2つの施設があるわけですが、そのうちの施設は財団法人でございます。このはまなすについては株式会社でございます。当然、利益を追求すると、こういうふうな法人でございます。そこで、公の施設の委託を受けているわけですが、株式会社にしてあるというふうな大きなメリット、それはどこにあるのかということをお伺いいたします。

それから、この透明化の点から、その収支を議会にどう報告するかということ、これ、決算、今

報告がございましたけれども、開発公社と違って議会からの関与がないという施設でございますので、私の希望とすれば、何らかの方法で、決算は決算でいいわけですが、中間ぐらいで収支概要、こういったものを議会に報告できないかということをお伺いしたいと思います。

それから、2つ目でございます。金浦観光開発公社の関係の役員の件、いろいろお話が出ました。率直に経営のノウハウを何とかいただきたいということで取締役にお迎えしているわけですが、私も率直に言って、経営のノウハウをお聞きしたいという気持ちがわからなくはないんですが、片や一方の民間施設の代表取締役でございます。果たして、この施設を取締役として迎え、経営のノウハウを伺うということが適切なのかな、その点につきましてはさきの議員と同じように若干の疑問を感じます。この点について、市長の答弁、同じ答弁になるとは思いますけれども、私もその点についてお伺いをしたいと思います。

それから、この役員、必要に応じて役員を選任できるとこういうふうにあります。例えば専務とか常務、こういった枠組みと申しますか、そういうふうなことがあるのかどうかと、この点もお伺いしたいと思います。

それから、これに関連しますけれども、今回の議案では指定管理者の指定の期間、これを23年度までというふうにうたっております。先ほど配られました行財政改革大綱、この中では、この2つの施設、今回指定しようとする2つの施設でございますけれども、21年度まで統合を検討したい、こういうふうな書き出しでございます。この辺を、この2つの点をどう理解すればいいのか。若干将来にわたる問題でございましょうけれども、この点についての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、第3点、指定管理者制度の例の条例をつくる段階でも若干の質疑があったわけですが、その段階で、市長の答弁の中に、今回の指定管理者についてのその指定申請、上げる段階で、再度の経営内容のチェックができるということは、それなりの利点ではないか、こういうことをたしか市長がおっしゃったはずでございます。今回、両施設は、経営内容の新たな観点から洗い出しをして指定申請に臨んだものと思われまして、そこで、大きな点で結構でございますけれども、この両施設について、比較的近い将来のやっぱり課題みたいなものがあるのかどうかと、この点について市長の考え方をお伺いしたいと思います。

以上3点お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えいたします。役員、要するに同じ業種をやっている社長が役員だと。それはそれぞれの考えがあるかと思っておりますけれども、私は、職員の皆さんにある程度経営のノウハウ、そういうものを教えていただくためにも、私は私の判断でこのことをやりました。これは池田議員、あるいは佐々木議員の疑問は疑問として受けとめておきたいと思っております。

それから、役員でございますが、先ほど申し上げましたように代表取締役には私が就任しております。それから、いろいろ日常的に来ていただくということで、専務のほうに阿部辰一さんをお願いしております。お願いしたというよりも、これも通常の定時の株主総会で決定しております。これからですけれども、副社長には何とか助役を選任したいなと思っております。これはある程度の手

続を踏んでいかなければなりません。そこで、定款には、「当会社に社長1名、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役を置き、取締役会の議決により」云々と書いているわけですが、常務は置くつもりはございません。

それから、将来の課題でございますが、両施設とも、今回にかほ市の誕生に伴って、にかほ市が100%出資する株式会社、あるいは公社になっているわけでございます。ただ、同じような仕事と申しますか、営業をやりながら、というのは、なかなか職員の負担も結構多いわけですが、やっぱりね。そういうことで効率も悪いわけです。ですから、私は、何とかこれを、この2つの法人を統合したいと、合併したいと考えています。これはいつやるかという形のものはまだ決定しておりませんが、当然、合併すれば、経営体、要するに体質が強化されますので、効率的な運営、あるいはサービスの充実に私はつながると思っております。ただ、こうしたことについては、株式会社と公社 — 財団法人という形の公社でございますので、これをどういう形で合併していくか、これからの課題です。勉強していかなければなりません。

ただ、その際に、現状のような100%行政が出資する会社でいいのか、あるいは広く市民から出資を募って民間色の強い会社にしたほうがいいのか、これが今、私、考えているところなんですけれども、私はこれからは何とか民間からより多くの市民を中心とした方々から出資をしていただいて、民間主導の形の会社運営としてやっていけないかなと、私はそういうふうに思っています。ですから、これからいろいろ勉強しながら、議員の皆さんからもお知恵を拝借しながら、こうしたことをこれから検討してまいりたいと思っております。

それから、先ほどもこれ申し上げておりますけれども、金浦観光開発公社については、収入が17年度の実績で、ふろの利用料も含めて9,100万ぐらい行政のほうに納めているわけです。条例に基づいて。それで、施設の修繕、あるいは白瀬記念館の受付業務の委託、これで五千数百万円いただいているわけですが、これは、ちゃんとしたルールづけをしたいと思っております。要するに、施設は市の施設ですよ。ですから、こういうものについては市でやりますよと。こういうものは営業で消耗しているから、これは当然、株式会社でやるべきものですよという、これは一つの施設の維持管理についてのルールづけをしたい。今、これ、検討を進めております。

もう一つは、使用料、先ほども答弁させていただきましたが、施設の利用料についても、300円でおふる代を行政に納めても、やはり株式会社として光熱水費から人件費からいろいろお金はかかっているわけです。ですから、そういう施設利用料を納める種類別に、このものについてはこのぐらい株式会社に経費を出していますよというルールづけ。例えば、300円の60%は、あるいは70%は人件費とか光熱水費でかかっていますよというふうな形のものをルールづけを今これも検討しております。こうしたことをしながら行政にやる、あるいは当然株式会社としてもらうもの、こうしたもののルールづけをして、これからの経営の安定、あるいは透明化に努めていきたいと思っております。

その他の質問については担当の部課長から答弁させます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初のメリットということでありましてけれども、株式会社の場合は民

法法人等に比べまして経営戦略的なものを早急に事業実施できるとか、新しい事業開拓が可能だとか、経営の多角化が可能というような、これらのことがまず最大のメリットではないかと思っております。

それから、収支の議会への報告ということでありましてけれども、本日のように両施設の決算、予算等が出た時点で経営状況を報告してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 1つだけ御質問したいと思っております。両施設の将来の方向性、この辺につきましては市長の答弁もございました。それなりに私も理解できる面もあります。ただ、2つの施設のうち、道の駅、これについては、はまなすと大分違っている側面、つまり役割、こういったものがあるのではないかと私は考えております。旧象潟時代に整備したわけでございますけれども、観光の拠点、観光客の相当数をこの場所に集めて、そしてもう一度この施設に入ったものを町内に送り出したい。つまり、何と申しますか、消費を2回と申しますか、そういう欲張った若干の考え方を持ったのでございます。ただ、整備してから現在まで見ますと、なかなか側面的な、お客さんがたくさん集まってくると、それから誘客に一生懸命やっただと、そういう面は大変な効果があったと思っておりますけれども、それが相当の割合で町内に入っているかということになりますと、なかなかうまくいかなかったというのが私の率直な見方でございます。町内で頑張っている方々からもそういったお話がたくさん聞こえます。ねむの丘がひとり勝ちでないか、こういうふうなお話なんかも聞こえるわけでございます。

ですから、道の駅については、象潟のみならず、にかほ市の観光の拠点であろうと、こういうふうに考えますので、民間主導に向かっていくという方向性は私、理解できますけれども、そういう役割がこの施設にあるんでないかというふうなことも検討の中に含めて、何とか民間主導と申しますか、そういう方向にもっていただければなというふうなことを、私の要望と申しますか、考え方として申し上げたいと思っております。特に答弁は必要ございません。

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時50分 休憩

午後0時59分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

冒頭申し上げますけれども、質疑をこの後このまま続行しますので、質疑に当たっては自己の意見や思いは述べないようにしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

日程第1から日程第15までの議事を継続いたします。次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 午前中に議案93号についてはいろいろな方から質問され、それに対する答弁もいただいておりますので、できるだけダブらないようにするつもりですけれども、よろしくお

願います。

1 点目は、指定管理者ということで指定しているわけですが、この制度を活用するに当たって、財団法人にかほ市開発公社の寄附行為の改正について検討がされたのか。今までと同じでいいですよという、あるいはその継続でいいですよというような形でやったのか、その辺、どういふ検討がされたのか伺います。

それから、2 点目は、株式会社金浦観光開発公社についてですが、先ほどの答弁の中でコンサルに依頼をしていわゆる検討というか、研究してもらっているという話でしたが、その具体的な日程というか、いつころにそういうものが出されてくるのか、成果がですね。それから、もしそういうふうにしてきちんとコンサルタントに頼んだのであれば、予算的な措置というか、そういうものはどういふふうにしたのか。せっきくの答弁ですから伺いたいと思います。

あと3 点目は、公募による指定ではないので、選定委員会というのは設置は必要ないわけですが、条例の第4 条による選定基準、これ、5 点あるわけですが、その5 点についてどういふわけの申請に当たって検討してきた内容になっているのか。したがって、その選定に至った経過、それから、そういうものが当然文書的にきちんと、処務規則ですか - にのっとってこれが保存されて、将来的に情報公開というものに当てはめていくことになるわけですが、そういうものについてどういふふうになっているのか。

それから、4 点目は、株式会社金浦観光開発公社の取締役会議でやられているわけですが、提出議案、どういふものが提出をされて、その中で話し合いたいわけの意見、あるいは提言、そういうものについて、出されるものについて出していきたいと思えます。

それから、先ほどの池田好隆議員ですか、佐々木正明議員ですか - の中で、取締役の選任に当たってということで、株主総会ですか - で承認をされたというお話だったと思うんですが、株主総会というのは、現在、株主というのはにかほ市だけでしょう。いわゆる5 万円の400 株の2,000 万と、出資というの。株主総会というのは、形式的には開かなければならないわけですが、将来は別にして、現在の株主総会の内容というものはどういふものですか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まず一つは、株式会社金浦観光開発公社の取締役会議の内容等についてでございますが、5 月12 日、取締役会を開催しております。平成17 年4 月1 日から18 年3 月31 日までの第13 期営業概況の報告と、第13 期決算報告及び監査報告が議案として提出されております。そして、満場一致で承認されているところでございます。こうした中で出た意見としては、これまで監査は決算時のみ監査を行ってまいりましたが、これではちょっとあれでしょうと、少ないでしょうと。少なくとも四半期に1 回ぐらいの監査は必要ではないかなというふうな御意見も出まして、今後そのように実施してまいるといふふうにご答弁をさせていただいたところでございます。

その後、引き続き株主総会が開かれました。これは今、御質問にもありますように、株主は確かに旧金浦町、今、にかほ市ということで、株主は1 人しかおりませんが、それでは会議としては成り立っていきませんので、これまでどおり慣例として取締役全員、それと監査を入れて株主総会という形で開催しております。これも先ほど申し上げました提出議案については満場で承認さ

れております。

そして、そのほかに、任期満了に伴う取締役の選任案と監査役の選任案が提出されまして、人選してありましたそれぞれの取締役、あるいは監査役について、これも満場一致で承認されております。その後、会場を移しまして、新しい取締役での取締役会が開催されておりますが、同じように取締役改選に伴う代表取締役及び役付取締役の選任案件及び第 14 期の事業計画案が提出されまして、代表取締役は私、それから、先ほど申し上げましたが、専務取締役には阿部辰一氏が選任されております。いずれも事業計画とも原案どおり承認をされております。

こうした中で新しい役員の中で出た意見としては、やはり食事材料費を初めとする原価をさらにもう少し検討して抑えることが必要でないかということを一つ。それから、宴会等の集客を図るために、やっぱり送迎用のバスが必要でないかというふうな提案も出されました。これについては今後の会議で議論していきたいと思っております。また、女性の役員からは、女性から見た視点として、施設全体の飾りつけ、これをもう少し安らぎを与えるような工夫が必要ではないかなというふうな御意見も出されております。こうしたことも踏まえながら、これからの経営につなげていきたいと、安定した経営につなげていきたいと、そのように考えているところでございます。

他の質問については担当の部課長からお答えをさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の寄附行為の改正が検討されたかということでありまして、指定管理者となることをもって法人自体の組織を変更する必要はないと思っておりますので、現段階では寄附行為の改正は検討をしておりません。

それから、2つ目の経営診断と白瀬記念館に関することでありまして、4月からコンサルティングをお願いしております。その内容は、経営環境問題の抽出や経営革新のための改善方策等についてであります。先ほども申しましたけれども、例えばの話ですが、条例で定まっている入浴料金の300円、これらは公社の人件費、光熱水費、これらが含まれておりますので、本当のサービス料は幾らになるのか等々のコンサルティングを受けているものでありまして、今月の末には成果品が提出される予定になっております。

なお、予算につきましては、本日の追加報告の11ページ、最後の11ページにありますけれども、下のほうの、下段のほうの管理運営費の項目の二重線の、ちょうど下のほう二重線になっておりますけれども、支払手数料というところがあります。これの予算が254万円でありまして、この中へコンサル料200万円が入っております。

それから、白瀬記念館からの職員の引き揚げということについては、現段階では定款の変更はしておりません。定款では委託された場合にその業務を行うという規程でありますけれども、職員の引き揚げは業務の変更による対応でありますので、定款の変更は必要ないものと考えております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 選定基準についての経過についてお答えをしたいと思います。

今回はそれぞれ5点の第4条による選定基準がございますので、それに従って今回選定をいたし

ているところでございます。

選定の経過といたしましては、選定委員5名によりまして、それぞれの施設から提出されました申請書をもとに、にかほ市指定管理者候補者選定評価表というものをつくりまして、それぞれの施設について評価をしていただき、選定委員会の意見として両施設の指定管理者の指定が妥当であるとの意見に基づき、今回の議会に提案しているところでございます。

なお、選定委員会の経過につきましては、議事録として記載しておりますので、必要に応じて公開できるようになっております。

なお、選定の評価表でございますけれども、第5条に記載されているように、例えば市民の平等利用の確保という点で100点満点で評価をしていただいておりますけれども、そのものについては10点、そして市民に対するサービスの向上の項目が3点ほどございますけれども、そのものについては15点、そして、公の施設の設置目的の効果的な達成というものにつきましては7項目ほどありますけれども35点、そして、4つ目といたしまして、公の施設の適正かつ効果的な管理運営ということで5項目で25点、そして、もう1項目、適正かつ確実な施設運営を行う申請団体の能力ということで35点、7項目ほど設けておりますけれども、そうした評価表に基づいて今回選定をいたしたところでございます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ありがとうございます。特に選定目標について、こういうふうにして詳しくそれぞれ点数を設けて公表する内容での評価表をつくったということであります。

その中で、選定委員というのは、じゃ、どういう形でなっているのか。5人というふうになっていきますから。私は本当は選定委員というのは必要でなかった、条例から言うと必要でないんじゃないかなという考え方を持ったんですけれども、そこを踏み込んで選定委員をつくったということですから、せっかくですから伺いたいと思います。

それから、コンサルタントの関係で200万円で、6月成果品が出るという内容でした。それと関連して、定款は、いわゆる指定管理者になるというだけでは定款の改正については考えなくともいいという、あるいは寄附行為の改正についても必要ないと、そういうお話でございましたが、せっかく新しい制度を利用してそういう所期の目的を追求するわけですから、それでもやっぱり必要ないというふうに考えているのか、考えたのか、この後そういうものが検討されているのか。1点目に私は、開発公社については役員の外部起用がなっていないわけですので、そういうものについても必要ないというふうに考えて、改正については必要ないという、そういう結果を出したのか、その辺について伺っていききたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。選定委員については、規約にもございますけれども、条例の施行規則にもございますけれども、5人以内の委員をもって組織すると。そして、委員は公の施設の管理及び運営について識見を有する者のうちから必要な都度、市長が委嘱するということになっております。今回の選定委員につきましては、金融機関から1名ということで、羽後信

用金庫の象潟支店長の真坂支店長さん、そして商工団体から1名ということで、商工会の事務局長の畠山事務局長さん、そして市側のほうから市民部長の池田さんと健康福祉部長の笹森さん、そして建設部長の金子部長の5名が今回の選定委員ということになっております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 定款等の変更ということでありまして、もちろん指定管理者制度に移行しますと、その制度の移行も踏まえたところで市民サービスの向上とか、経常経費の削減とか、いろいろその時点でも協議がされると思われまして、そういう協議の中でまたこの定款等の見直しも当然入るものと思いますので、その辺のところが必要に応じて変えなければならないものは変えていくことになるかと思っております。

【16番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

次に、21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 私も、指定管理者、この公社と株式会社はまなすと、この2つの公社、適当かどうかという判断をするために、その資料を求め、お聞きしようと思ったわけですが、きょうの最初の段階で、はまなすのほうの追加議案がありまして、経営状況をお聞かせいただきましたし、同僚議員の数々の皆さんからいろいろ疑問に思っていたことを質問していただきましたので、抜けている2点ほどお聞きしたいと思っております。

一つは、取締役の公表がありました、8人のうち前から引き続き取締役であった役員の方はいるのかどうか。

それから、取締役の関係であります、定款を見ますと、「取締役及び監査役は発行済み株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して」云々と、こうありますけれども、実際は株主というのは市、今で言うと市、あるいは旧の場合は金浦町、こういうふうな、まあひとり株主という感じでありまして、定款との抵触関係はないものかどうか、これが1点であります。

それから、ねむの丘とはまなす荘の入浴料等の取り扱いが、きょうの資料を見て違うわけでありまして。はまなす荘の場合は、市役所に一たん納めて、こちらの株式会社の経費から除外されて、ねむの丘のほうは、入浴費もそれも含めてその公社の経理の中で経理されているという点があります。こちら辺、指定管理者に移行するに当たって、これらの取り扱いについては同じ条例で使用料その他が決まっているのですから、統一する必要があるのではないかという疑問を感じておりますので、そこら辺の統一しないでいく理由をお聞きしたいと。

最後に、協定書も、これは議決されれば協定書がつくられると思いますが、協定書の内容を議会で協議されることはあるのかどうかということをお聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） お答えします。

まず初めに、旧役員から引き継いで役員になった方がいるかということです。金浦地区の奥山祐二さん、この方がそのまま、一度辞任していただいて再度就任という形にさせていただいております。それから、金浦の佐々木栄さん、これ、監査のほうで、監査役でお願いしてありましたけれども、

今度は役員という形をお願いしております。

それから、はまなすとねむの丘の入浴料、違いがあるということですが、これもなかなか難しいんです、はっきり言って。やはりその指定管理者制度に移行して、例えばこの施設を幾らで貸しますよという形にやれば一番いいんですけれども、これがやっぱり今までの旧町単位でやってきたその経営のあり方、これを当分引き継いでいかないと、これ、なかなか変えていくことは今の段階では無理だと思います。ですから、これからいろいろ、先ほどもお話ししましたけれども、2つのそれぞれの法人を一つにしたいという考え方を持っていますので、そのあたりでこれから検討課題としていきますけれども、今の段階では旧町単位の経営のあり方、これを引き継いでまいりたいと、そのように御理解をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 協定書の内容について、議会で協議というか、提出できるかということとありますけれども、そのことについては今後皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 定款の中でひとり株主のことありましたけれども、私もはっきり言ってよくわかりません。ただ、この定款でいくと、株主の何%のあれが保有している人が権限を持つとかこの定款にあるわけですね。

【「3分の1」と呼ぶ者あり】

市長（横山忠長君） ええ。あるわけですね。ですけれども、今はひとり株主なわけですよ。1人だけでは株主総会も何も開けないわけですよ、今の形では。そういうことで、ただ、これ、いろんな役員をかえる場合でも、やっぱりそういう株主総会の議事録とか、そういうものが必要になってきますので、これまでどおり旧金浦町の運営の仕方、要するに、株主総会の運営の仕方、あるいは、役員会は別ですけれども、そういう形を今、引き継いでいるところです。できれば、やはり先ほども申し上げましたけれども、広く市民に株主を募ってやるような方法をこれから検討していかなければならないのではないかなと思っています。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 取締役8人おるわけですが、責任役員、いわゆる責任取締役というのは、何人いるのか。

それから、今、答弁でありましたが、ひとり株主になっていて、定款は、3分1以上に当たる株式を有する株主の過半数をもって役員を決めるという定款があるので、もしあれだったら、実態に合わなければ、定款の改正も必要なのではないのかなと、こうと思いますが、いかがでしょうか。

この2点だけ。

議長（竹内睦夫君） 市長、答弁。

市長（横山忠長君） 1つは、定款については、現在の定款は直さなければいけないという事項は結構あります、この中で。こういう形はこれから見直しをしていこうと思っています。

それから、代表権のある者は私1人だけです。

【21番（本藤敏夫君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の質疑を終わります。

次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 私の通告内容については、これまでの質疑の答弁の中に全部入っておりますので、私の質疑は終わります。

議長（竹内睦夫君） 議案第93号に対する質疑、ほかにございませつか。 — 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 今の公の施設の管理のことについて若干お尋ねしたいと思います。

実は、この2つの施設、いずれ統合するとかというような予定になっているようでございませつか、この先のまちづくりの中で、この施設をどういふふうにまず位置づけられているのかということが第1点でございませつか。

それから、盛んに役員の人選のことで、経営ノウハウというよなことを力説されておりますけれども、この2つの施設には、それぞれの設置条例の第1条に、それなりの設置目的が書かれております。私は、やっぱりこいう施設の経営に当たっては、どういふ意味でこの施設を設置したのか、その設置目的に従って運営していくことが最大の目的でありまして、効率性とか、そいうったよなものについては、またもっと別途の考えで考えていかなければいけな問題ではないでせうか。とかく経済性を追求したときに、設置目的が失われてしまう、こいうよなことは、多額の税金を入れてつくった施設については、いま一つ冷静に考えていただきたいと。

それから、もう一つ、この運営のあり方について、ルール化を盛んに提唱されておりますけれども、私は、お話を伺っていますと、まず、この施設、特にはまなす荘につきましては、金浦時代のことでよくわかっていない。何といつても、まず現状を把握することが第1点であろうと。そして、将来の構想、どういふふうな形にこの施設を利用していくのか、これを見定めて、それに沿ったルール化というものがなければならなと。ルール化があつて — ルール化が最初であつてはならなと、こいうふうに思ひませつか。

それから、先ほど副社長には助役をといふお話でございませつか。今、どうも議会とのかかわりが、ねむの丘と違って、はまなすにはなと、こいうよなこともささやかれておるわけでございませつかので、その点については、また別途考え直す気持ちがあるのかどうか。

それから、最後に、今、このはまなすの問題等につきまして、コンサルを使っているいろいろ検討されているようでございませつか、6月にはその結果が出ると、こいうことでございませつかが、本来であれば、そいうよな結果が出た後で、この指定管理者も含めて広く議論するといふのが、私は至当でなとと思ひませつか。なぜ今急に急いでやらなければいけなのか、この辺のところについて答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） その2つの施設のまちづくりの位置づけといふことでせけれども、やはり2つの施設とも観光面には大きな役割を果たす施設だと思ひませつか。当然ながら、市民の雇用のためのといふ形もありますけれども、観光振興の形の位置づけといふことも大切な要素だと思ひませつか。

っております。

それから、当然ながら、これから指定管理者制度をするに当たっても、設置目的というのは十分反映した形での管理者を指定するという形になっております。これはその条例に従って、建設した目的を達成できるような形のもので進めてまいりたいと思います。

ルールづけということは、やはり市民の皆さんにもわかりやすいようなルールづけが私は必要だと思っています。確かに、設置目的で達成できないような形の中で、ただ金銭的なことだけを議論するという考え方は私は持っていません。そういう設置目的を踏まえながら、いかにしてその経営を安定させていくか、これはやっぱり当然考えていかなければならないと思います。

そういうことで、このルールづけは、きっちり私も議員の皆さんからも判断できるようにルールづけをしてまいりたいと思っております。そのためのコンサルタントでございます。これはできるだけ、今月いっぱいに出てきたものも、そういう資料については、場合によっては、必要であれば、次回の議会のときにも資料として提出をしたいと思っております。

これから、私の私的な考え方で、先ほど副社長には助役という話をしましたけれども、これについても、もう少し内部のほうで検討させていただきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） ただいまの答弁、大方満足でございますけれども、やっぱりいま一度考えておきたいのは、どうも役員の人選の中に、市長が考えている考え方と、我々が受けとめているものとの間に大きな差異があるということです。確かに、株主でございますから、私が考えたのだからいいだろうと、満場一致でということですが、先ほどのお話を伺っていると、大方の方がどうも違和感がある。決めたものをすぐどうのこうのというわけではございませんけれども、その辺のことがこれからの指定管理者制度の問題についても、必ずこれは緒を引くことでございます。したがって、先ほど市長がお話しされましたように、6月になればコンサルの結果がいろいろ出てくると、そういうものが出た上で、もう一度指定管理者制度について前向きに考えていく。一たん決まった後で、方向と違うようなコンサルの結果が出た場合、果たしてだれが責任とるのかと、こういうことになるわけでございますので、その辺のところもひとつ御考慮をいただければと。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 指定管理者制度については、今回議案に提出しておりますので、何とか御理解をお願いしたいと思います。

ただ、いろんな施設、まず、民間も含めてあるわけですが、これからの観光振興も含めて、私のところがひとり勝ちすればいいんだという考え方では、これからの観光振興は私は成り立っていきなと思います。これは、宿発施設だろうが、土産物屋さんだろうが、いろいろあると思います。ですから、そういう観光客に対するサービスの向上、あるいは誘客拡大を図るためにどうするかというのは、そういう業界なら業界全体で考えていくことであって、例えばこういう形だから、おれがそういう情報を得るから、おれのところだけその客をとって、ひとり勝ちすればいいんだという考え方では、将来的に大きな観光振興にはつながっていきなと思いますので、こういうこと

も何とか御理解をいただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 93 号の質疑を終わります。

次に、議案第 94 号市道路線の廃止についての質疑を行います。質疑ございませんか。 — 14  
番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君）

【「議長、ちょっと休憩していいですか」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 1 時 33 分 休 憩

午後 1 時 36 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 から日程第 15 までの議事を継続いたします。

14 番佐々木議員。

14 番（佐々木清勝君） 先ほどお話ししたようなことでございまして、先ほどの質問は一応取り消しさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、議案第 94 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 95 号市道路線の認定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 質疑の要旨、出しております。建設部長、説明の中で、1 つは、何級路線というのが、1 つ 2 つは言ったんですけども、言っていないところもあるんですよ。したがって、きちんと説明をしてもらわなければわかりません。というのは、にかほ市道路条例の中で、1 級から 4 級まであって、それぞれ要件があるわけですね。どういう内容の場合は 1 級になりますと。説明の中では、金浦、金 - 162 は 1 級、それから金 - 400 は 3 級、仁 - 0236、これは私、書かなかったんですけども、これは言いましたけれども、書けませんでした。後の 4 本については言っていないんですよ。これをまずひとつ説明をしていただきたいということが 1 つあります。

それから、これらの今の仁 - 1058 から象 - 82 まで、これは寄附の受け入れ路線になっているわけですけども、この寄附を受け入れる際に、どういう調査をするのか。ただ、「はい、寄附しますよ」といった場合に、「はい」というふうに受け取っているのは違うと思うんですよ。それぞれや

っぱり1級の場合とか、2級の場合、3級の場合は、きちんと市としての道路管理があるわけですね、市道としての道路管理。4級についてもあるわけですが、そういう管理を将来必要とするわけですから、管理をするに当たって、その寄附を受け入れする場合は、例えば側溝とか、あるいは排水溝とか、あるいは何ていうか、道路のつくり方というか、そういうものについて、きちんと調査をした上で、これは受け入れますよと、そういうふうにしてなるのが私は将来的なあり方だと思いますので、そういうことについて、どういう調査内容になっているのか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） お答えいたします。市道認定しようとする路線、40ページになりますけれども、仁 - 1058号線、仁 - 1059号線、仁 - 1060号線、象 - 82号線の種別は、にかほ市道路条例により、いずれも4級路線とするものであります。

種別認定に当たっては、周辺の路線と同じような条件であることから、同等としたものであります。

それから、寄附受け入れに当たっての留意し、調査する事項であります。寄附採納願を提出いただき、その際、現場検査を行い、道路構造、側溝、排水の縦断勾配などの施工状況や、それから側溝の清掃状況確認なども行っており、ふぐあいな点がある場合は、開発事業者としての対応などについて回答をいただいた上で受納通知を出しております。また、瑕疵があった場合は、開発事業者で補修することを条件といたしております。

なお、3,000平米以上の開発許可事業の場合については、完成後に県の検査も行われております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） あそこが、仁 - 0236、これもう一回教えてください、何級なのか。

それから、今、言われた側溝とか、あるいは勾配とか、排水とか、それから道路構造とか、そういう検査項目がありますと、それをもとにして受け入れをするというふうになっているわけですが、過去のいわゆるそういうところ、例えば勾配がうまくなかったとか、あるいは排水溝の状況がうまくなかった、したがって、ちょっとした大雨の場合に洪水になったとか、そういうものがやっぱり実際に見受けられるわけですよ。したがって、そういうものをきちんとしなければ、将来の市道管理について、やっぱりこれは大変 - 大変というか、いわゆる持ち出しになっていくわけですが、どんどんどんどん、そういうことをきちんとした - 恐らくやったと思うんですけども、それについて、市として、部長として、この点についてはきちっとやりますよと、そういうものがありましたら、伺って終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 仁 - 0236号線、立居地・堺線でございます。ここについては、延長が1,290メートルですが、2級と認定してございます。

それから、過去の例で、排水等について将来の市道管理等についてきちっとした考え方ということでもありますけれども、何といたしましても、やはり道路、最近、住宅地で宅地造成やられているところ、何年もしまいますと、宅地造成した場所が、何か、やはり道路、それから排水といった面が

軟弱地盤のために、田の造成ということで、その辺の排水の関係、その辺を — 雨水の関係だとか、最近見てみますと、水平ではなくて、ある程度高低が出てきておるといふふうなことで、その辺のところをきちっと、その辺のところをずっと見ているというような状況でございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないものと認め、これで議案第 95 号の質疑を終わります。

次に、議案第 96 号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 通告書、98 議案番号と間違いましたので、訂正して、96 で、損害賠償の額の関係で若干質問します。

報告になかったので大丈夫だったと思うんですが、ちょっと気になったのは、事故直後はともかくとして、その後、よく体に異常が出てくると、こういうことがあるので、そういう点どうだったかなというのがちょっと心配な点ですので、ある程度期間がたっておりますので、相手、また、こちら側もちょっと気になるので、どうか。

それから、公用車の種類や同乗者、それから、逆に、公用車の損害、これについても報告がなかったと、説明がなかったと思いますので、説明をしてもらえればいいと思います。

また、こういうことは、なければいいわけですが、たまたまあると、たまたまあったということで、このような場合の対処の規定等はあるのかどうか、また、該当者に対して対処したことがあるのかどうか、この点について質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えいたします。人身への影響はなかったかという御質問でございますけれども、市側と相手側ともに人身の影響はありませんでした。

また、公用車の種類、同乗者、損害はどうだったかという質問ですけれども、市公用車の種類は普通乗用車のエステマという 8 人乗りの車でございます。

同乗者は、市公用車に総務課の職員が 1 名同乗しておりましたけれども、その方にも影響はなかったというふうに聞いております。

また、事故の損害額についてでございますけれども、市の公用車が 80 万 2,662 円、相手方の車が 9 万 6,000 円、過失割合が 85 対 15 で査定をいたしたところであります。

続きまして、この種の事故に対して、該当職員の対処規定はあるのかということでございますけれども、にかほ市職員の交通事故等による処分基準を定める規程ということで、該当職員に対しましては、にかほ市職員事故審査会設置要綱に基づき対処することになっております。

また、この該当職員はどのように対処したのかということでありますけれども、こうしたことによりまして、今回の件につきましては、本人の過失によるものでございますけれども、その後の本人の適正な事後措置、並びに相手方の損害額が非常に少なかったということで、嚴重注意処分としたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 12 番、よろしいですか。

12 番（村上次郎君） はい。

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案第97号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 3つ出しております。ページの11、議会費ですが、消耗品費24万円になっています。説明では、議員の作業服ということですが、計算をしますと、24人ですから、1人当たり1万円ということになります。この点については、全員協議会でも1回も話もされていませんし、私自身の例から申し上げますと、町議会議員時代に貸与されたものがありますし、十分に間に合います。したがって、こういうふうにして、もしこれが通った場合にも、私は要りませんよと、こういうことができるのかどうか、寄附行為には当たらないと思うんですけども、そういう点を含めて、私はできれば、必要でないと、間に合うというように考えていますので、こういうことを先にやる、いわゆる予算的に措置するものではないというふうに思います。－「思う」ということは言われないのでした。すみません－その点について伺います。

それから、9ページと11ページの関連です。土地売払収入ということですが、公有財産購入費、いわゆる測量と不動産鑑定した上で公募により売り払うということですが、売払収入、当面3,589万9,000円の予算計上されていますが、どういう扱い、いわゆる、これはどういうふうにして使うというか、そういう目的的なものがあるのかどうか。たまたま必要でなくなったので、欲しい人がいるし、それを公募するという内容であって、収入については、まだどういうふうにするかという考え方はないのか、この点について。

それから、土地開発基金からの土地なわけですが、17年度末決算では約3億9,458万のいわゆる土地による残額に、基金額になっております。これについての区画数と面積について伺いたいと思います。

3点目は、14ページです。修繕料、風力発電について、いろんな見方があると思うんですが、観光資源としての活用というのについてどういう評価をしているのか、あるいはこれから、今、たしか15基ですか、ありますけれども、活用、今後の方針がありましたら、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 議員の作業服のことについての御質問と思います。旧3町では、議員に対する作業服はそれぞれまちまちであったようでございます。金浦議会さんのほうでは貸与はなかったようでございますが、象潟議会では貸与してから10年ぐらいなっております。また、仁賀保さんのほうでは7年ぐらい経過しておりますが、ただ、この10月1日に3町が合併いたしました。にかほ市が誕生しました。これに伴いまして、やはり胸についている名前とか、それから作業服の色、それから作業服のデザイン等、やっぱり3町議会がまちまちであっては余り感じも悪いものじゃないものと考えております。ですので、統一する必要があると考えまして、今定例会に予算計上しております。

なお、ただいま竹内議員のほうから御指摘がありました、旧象潟町議会の時代のもので間に合うんじゃないかというような御意見もございますが、やはりこの際、にかほ市議会議員として統一されたものが、基本的に、原則的にベストと考えております。ただ、どうしても辞退したいというような申し出があった場合は、貸与を辞退したいということであれば、それはそれでまたやむを得ないものかなと考えております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 土地開発基金の土地売却収入の今後の用途でございますけれども、大変厳しい財政状況であるのは御承知のとおりだと思います。今後、一般財源として考えたり、将来の公共施設の使用として、今後考えられる仁賀保中学校の建設基金等に積み立てればいいのではないかなというふうに今のところ考えているところであります。

また、土地開発基金の3億9,458万円の内訳でございますけれども、今回も売却処分する平沢字平森地内の土地を含めて9カ所で、面積は約2万7,200平米でございます。購入した目的は、駐車場用地や公共施設用地、公共事業の代替用地、工場用地等のため先行取得したものでございます。

今後の方針といたしましては、目的を達成した土地が発生した場合においては、将来の活用計画を十分検討した上、不要な土地については今後売却処分の方向で考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 風力発電の観光ということでありまして、風車につきまして、風車そのものは一つの観光というのは大変難しいわけでありまして、これまで仁賀保高原に風車ができたというようなことで、厳密な入り込み数の把握は困難なわけでございますけれども、設置直後のひばり荘の観光客といたしますか、訪れる方は大変多く、相当伸びた人数であります。

そういうようなことで、「風の見えるまち」とかというようなキャッチフレーズも生まれておりまして、仁賀保高原をPRする目玉の一つとしてこれまで活用されてきたところであります。御承知のことと思っておりますけれども、仁賀保高原と風車、そのバックにある鳥海山の雄大な風景というのは、この周辺にはございませんので、今後もにかほ市の観光資源の一つとして有効に活用してまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1点目の作業服、やむを得ないと、要らないという場合はということありますから、わかりました。それで、いずれ帽子もというお話でしたし、刺しゅうもするという

— 刺しゅうというか、名前も入れるという話でしたが、1万円というのはやっぱり高いですね。例えば、これはワークマンの夏の作業大感謝祭のチラシですけども、980円なんですよ。（笑声あり）ですから、今、市になったと。もっとやっぱり — 24万円だからという言い方じゃなくて、市になったから、まず議会のほうは、言う場所があるから、こういう……、市民の皆さんだって、やっぱり言う場所がいっぱい — 言いたい人がいっぱいいると思うんですよ。そこをまず最後にして、議会のほうは最後にして、そして、市民の皆さんのいろんな要望も、まず小さいところ

でもやっぱりやるという、そういう方針というのができなかったのかというのが、議会の事務局長に、議長と相談して恐らく決めたと思うんですけども、その辺聞きたいんですが。

議長（竹内睦夫君） 再質問、それ1点ですか。

16番（竹内賢君） いいえ、意見でない。聞いたんですよ。1万円というのは高くないですかということと、それから……

議長（竹内睦夫君） 答弁、議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 値段のことでございますが、見積もりでは、まずうちのほうの考えでは、作業服上下で9,000円と、帽子で1,000円というような見積もりを立てておりますが、ただ、値段につきましては、職員の例を見ております。ただ、この後、じゃ、これで金が決まるのかということではございません。この後、いろいろ業者と折衝になっていくかと思えます。御理解願います。

それから、要望が先でないかと言われましたが、全くそのとおりでございますけれども、作業服も大事なものかなと思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 竹内議員、16番。

16番（竹内賢君） それでは、この予算が通った場合に、恐らくあなたは腹周り何ぼ、それから帽子の頭周り何ぼというふうにして、あるいは寸法何ぼというふうに聞くとするんですよ。その場合に、私は間に合いますから結構ですと — 結構というのは要らないということなんですよ。そういうふうに言うことができるわけですね。はい、確認します。

議長（竹内睦夫君） 再質問、よろしいですね。これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 竹内議員と質疑の内容が同じなわけですが、せっかく質疑通告書を書いたので、あえて。

私も旧金浦では作業服はなかったということで、特段不便はしていませんでした。全員協議会が前にあったわけですが、そのときにも作業服を買うとか、そういうお話は何もなかった状態で、この24万というお金が出てきたわけなんですけれども、その予算計上された経緯、しっかりとした経緯を報告願いたいと思います。

というのは、あればいいのではないかと、そういうのではなくて、その経緯をしっかりと御説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、議会事務局長。

議会事務局長（竹内享一君） 同じような答弁になるかと思いますが、その前に、5月22日の全員協議会のときに話がなかったのはどうなんだというようなことでございますが、まことに、このときに話題にすればよかったなということで反省しております。大変申しわけなかったなと思っております。今後は十分気をつけたいと思っております。

それから、この後、6月定例会後、いろいろな現場が予想されております。例えば松くい虫の被害木の調査とか、いろいろなものが計画されておりますので、その際にまた必要なことだなと思ひまして、この作業服を予算計上したということでございますので、何とか御理解願いたいと思ひま

す。

議長（竹内睦夫君） これで9番伊藤知議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。議案第97号に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1から日程第15までの議事を継続いたします。

次に、議案第98号平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び報告第2号平成17年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について、並びに議案第99号象潟中学校体育館改築工事（建築本体）請負契約の締結について、3件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑ないものと認め、質疑を終わります。これで議案第98号及び報告第2号並びに議案第99号、3件の質疑を終わります。

日程第16、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第97号の審査のため、議長を除く23人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。23番山田明議員。

しばらく休憩します。

午後2時11分 休憩

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補	佐藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	須田正彦	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	高橋誠
総務部総務課長	齋藤隆一	企画課長	竹内規悦
財政課長	佐藤好文	税務課長	森鉄也
収入役室長	齋藤乃里子	市民課長	木内利雄
観光課長	長谷山良	建設課長	佐藤家一

午後2時12分 開会

年長委員（山田明君）にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番山田明委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、11番佐々木弘志委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君）異議なしと認めます。したがって、委員長には23番山田明委員を、副委員長には11番佐々木弘志委員が決定しました。

23番山田明委員、11番佐々木弘志委員が議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君）一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第97号の審査をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後2時15分 散会

午後2時16分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第89号から議案第99号までの11件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第3号から陳情第9号までの7件は、お手元に配付しております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時17分 散会